# 回　答　書

| | |
|---|---|
| 意見者 | 核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会　代表　野坂庸子　様 |
| 件　名 | リサイクル燃料貯蔵(株)に関する中長期搬入・搬出計画に関連する質問状の提出について |

この度は、当市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設につきまして、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。いただきました御要望および御質問につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

１．要請事項

質問１　一昨年の安全協定締結に向けた県民説明会で事業者サイドは使用済核燃料搬出量5,000トンと明言していましたが、1年足らずで4,000～5,000トンに変更、そして先日の特別委員会では4,500トンと断定しました。この1年間でどのような情勢変化がこうした搬出量の変更に至った理由についてどのような説明を受けているのでしょうか。

（回答）事業者からは令和6年3月27日に、当面3カ年の使用済燃料の搬入計画が示されたものの、5,000トンに向けた中長期計画については検討途中である旨の説明を受けております。その後、事業者の説明によれば、中長期計画の検討にあたり、立地当初と現在の原子力を取り巻く状況の変化等を踏まえ、さまざまな検討を重ねてきたとのことです。その過程で、令和7年7月7日に、青森県およびむつ市に対し、検討状況の報告として、東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社の両社合計で、少なくとも4,000から4,500トン程度の貯蔵容量が必要であるとの見通しが示された旨の報告を受けております。その後、使用済燃料の発生量や搬入量等について再検討が行われ、令和7年12月19日には、4,500トンまでは搬入可能であるとの判断に至った旨の報告を受けております。

質問２　今般、搬入予定量を4,500トンと断定していることについて具体的な搬出元を承知しているのか、事業者側から各原発、各号炉からの個別の搬入量などを明示しない限り、共用化部分も明示できないはずであり、そのことがあいまいなままでは4,500トンと共用分500トンの比率も杜撰なもととなるのではないでしょうか。少なくとも東電と原電の搬入比率などは本当に真剣に検討しているのであれば、今すぐにでも提示できると考えます。むつ市としてどのように判断しているのでしょうか。

（回答）事業者の説明によりますと、昨年7月の報告以降、今後の使用済燃料の発生量や再処理工場の稼働状況などについて、さらに検討を進めてきたとのことです。その際、昨年7月の説明時と同様に、複数の仮定を置いた検討を行ったと伺っています。当市としては、今後も必要に応じて情報提供を求めるなど、適切に対応していく考えであります。

質問３　4,500トン搬入のためには、今後どの原発が再処理されたウラン燃料をどの程度消費する計画なのかを事前にきちんと確認することが必要と考えますが、その点についてむつ市としての判断をお伺いします。

（回答）事業者の説明によりますと、原子燃料サイクルの推進という国の基本方針のもと、立地地域の皆さまからの信頼回復に努めること、そして確実なプルトニウム消費を基本として、いずれかの原子炉においてプルサーマルを実施する方針であるとの説明を受けております。さらに、使用済燃料を再処理工場に搬入し、そこで回収されたプルトニウムを着実に利用していくことで、原子燃料サイクルの環を確実に実現していく考えが示されております。当市といたしましては、こうした国の方針及び事業者の取り組みを踏まえ、事業者に対しては、引き続き丁寧な説明を求めてまいります。

質問４　今回の共用化については未達分500トンに限定した量と説明を受けているのでしょうか。この点についてむつ市としては提案内容をどのように判断しているのでしょうか。

（回答）　事業者間の連携につきましては、これまでも繰り返しお答えさせていただいておりますとおり、現時点で当市として特定の方向性を定めているわけではございません。この判断にあたりましては、市民の皆さまの安心や地域への影響を最優先に、市民の皆様からのご意見、これまでの経緯、今後の状況などを丁寧に確認しながら進めていく必要があると考えております。

質問５　今般の中長期計画について事業者は青森県やむつ市からの要請に応じて提起したものだと一貫して述べています。そのことは『使用済核燃料を受入れることは国策であるから協力する』とした県、市の立場を超えて、使用済核燃料を施設のキャパシティまで積極的に受け入れる方針と判断せざるを得ません。この点についてどのような認識をお持ちなのかお伺いします。

（回答）中間貯蔵施設の最終的な貯蔵量については、立地協定において5,000トンと定められており、当市としてもその枠組みのもとで事業が進められるものと認識しております。事業者からは、立地当初から事業運営上も5,000トンを前提として検討を進めてきた経緯があり、立地当事者としての責任を果たすためにも、5,000トンの実現が必要であるとの考えが示されていると承知しております。

質問６　福島原発からの搬入は再処理事業待機というより、廃炉作業工程の一環と考えるのが一般的で、むつ施設の事業趣旨として相容れないものであると思われますが、貴職の認識をお伺いします。また、こうしたことによって本県とりわけ下北半島が廃炉によって生ずる放射性廃棄物の集積場となる布石となることが懸念されます。少なくとも、むつ施設への搬入基準として再処理用であることを個別に確認し、再利用先原発を明確にすべきだと考えますが貴職の見解をお伺いします。

（回答）国の核燃料サイクル政策においては、廃炉が決定した発電所の使用済燃料についても、健全性が確認されたものは再処理し、プルトニウムを有効に活用する方針となっております。また、中間貯蔵施設に搬入される使用済燃料は、原子炉等規制法に基づく厳格な審査を経て、安全性が確認されたものに限られております。中間貯蔵施設は、あくまで一時保管を目的とした施設であり、放射性廃棄物の集積場ではございません。いわゆる永久貯蔵への懸念につきましては、協定や覚書、さらには法令においても、当市に立地する中間貯蔵施設が永久貯蔵の場となることは明確に否定されており、その点については揺

るぎないものと認識しております。

質問７　協定事業者以外からの搬入については前市長は明確に拒否、否定されていましたが、いかなる事情があろうとも、その立場は堅持されるものと期待しております。また、こうした方針を安全協定締結までは一切否定しておき、施設が稼働した途端に提起する事業者は県民、市民を愚弄しているとしか思えません。広く市民を安心させていただきたく、あらためて貴職の見解をお示し願います。この判断にあたりましては、市民の皆さまの安全・安心を最優先に、市民の皆様からのご意見、これまでの経緯、今後の状況の推移などを丁寧に確認しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

（回答）この判断にあたりましては、市民の皆さまの安全・安心を最優先に、市民の皆様からのご意見、これまでの経緯、今後の状況の推移などを丁寧に確認しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

| | |
|---|---|
| 担当課 | 〈問い合わせ先〉<br>むつ市政策推進部エネルギー戦略課<br>電話：0175-22-1111（内線2341） |